

# 戦時下教育科学研究会の職業技術教育論

—戦時統制経済論との関連から—

佐藤 広美

## はじめに

1940年、教育科学研究会（以下教科研と略する）の会長である城戸幡太郎と幹事長である留岡清男は新体制運動の「中核体」である大政翼賛会に参加する。民間教育研究団体の最後の拠り所であった教科研も新体制運動に加わっていく。もちろん、こうした権力機構内部への参加の是非をめぐって、そこに行き着くまでに教科研内部で議論がなかったわけではない。<sup>(1)</sup>しかし、教科研の国策への協力と順応の姿勢は抑えがたいものがあつた。

戦後、当時の幹部の一人であつた今野武雄は、教科研の新体制運動への参入について次のように語っている。

「教科研の指導部が近衛公の教育研究会や昭和研究会と結びついていたことやさらに翼賛運動の中核にはいったことは教科研の決定的な弱点であつた。」<sup>(2)</sup>

「決定的な弱点」となる権力機構内部への参画を教科研はなぜ行なつたのか、本稿の課題の焦点はここにあり、教科研の内部に設けられた「技術教育研究部会」の職業技術教育論を取り上げ検討することで、この問題を考えていきたい。

新体制運動への積極的呼応を表明した雑誌『教育』の特集「教育の新体制」（40年10月）で、留岡はこの運動の最も重要な課題の一つは「職能体制を整備し国民組織を再編成することである」とのべている。彼は、日中戦争が長期戦の様相を帯びるにしたがつて重要作業部面に多くの資財と労働力とを振り向けなければならなくなつたとし、その課題に応えるためには私生活の原理にもとづく「職業の観念」を破棄し、「職能の観念」を確立しなければならないとし

つつ、次のようにのべている。

「職業の無統制を職能の体制に編成替し、私生活の範疇を国民生活の範疇へ拡大し、利潤追究の原則を職能遂行の原則に置きかえるといふことは、……今日の政治課題であると共に、今日の国民教育の使命であるといはなければならぬ。」<sup>(3)</sup>

個人の「職業選択の自由」は制限をうけ、国家の合理的運営に個人の職業生活を適応させることが職業教育体制の基本原則であるとしている。この留岡の主張は、38年に成立した国家総動員法の目的である「国家目的達成ノ為国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」に積極的に呼応するものであったといえる。これは教科研が「国家総動員体制」の確立に能動的に応えようとしたことを示している。

しかし、教科研の全てがはじめから国家に無限定な権力行使を許し、国家による労働力統制に賛意を示していたわけではない。教科研内の部会のひとつ生活教育部の会員である徳永譲は、国家総動員法にもとづく政府命令は議会の議決を必要とせず勅令によって発せられるため、政府の権限を異常に高め、「臣民ノ権利」さえ剥奪しうる体制が可能となった同法の根幹についての問題を指摘した。<sup>(4)</sup> さらに38年4月に公布された職業紹介所を国営にする同法案に対し、その目標とされる「国民の職業指導」は「労働者を時局産業に適合するが如く教育することであり」、「労務の適正なる配置」とは「軍需産業に労働力が不足しないやうにすることをいふ」とのべ、<sup>(5)</sup> 戦争遂行に伴って整備された国家的経済管理に従属した公共職業訓練制度の問題点を提出した。

このように、その一部は政府の職業技術教育政策に対する批判的見解を提示できたものの、教科研は全体として先の留岡の見解に見られるように戦時国防国家体制に即応する職業教育体制再編に向けて、協力の姿勢をとっていく。40年4月発表の教科研綱領の解説は次のようにのべていた。

「国民錬成の目標は、畢竟、利潤の追究を抑制して而も生産力を低下せしめないところの新しき政治と経済とに即応すべき国民的性格を形成することに外ならない。」<sup>(6)</sup>

職業技術教育の国家的統轄化は新体制運動における重要課題の一つであり、

教科研がなぜ新体制運動へ参入したかを分析するうえで職業技術教育論の検討は欠かせないものといえよう。

日本の戦時体制は天皇制道徳国家のイデオロギーをテコとする精神動員によって、国民を統合しようとした。しかし、産業基盤が要求する合理性は精神主義の限界をあらわにする。工業国家をめざす日本は「合理的な教育計画」を必要としたのであり、行きすぎた精神主義教育は労働力の知的水準を低下させ、支配構造の経済的軍事的基礎そのものを危うくするおそれがあった。<sup>(7)</sup> 戦時体制のもとで広汎に主張され、政策をリードした「統制経済」論にはきわめて合理的でテクノクラートの労働力に対する把握が存在した。教科研の職業技術教育論がこの「統制経済」政策とクロスしつつ形成され、展開したと予測することは不当ではあるまい。そしてこの点に、教科研が権力機構へ参入した原因を探ることが出来るのではないか。

のちに取り上げる昭和研究会の会員である大河内一男は、戦時体制下に押し進められる非合理化と合理化というパラドクシカルな歴史過程について、これを全面否定するのではなく、肯定的にとらえ、国家権力を媒介として進められる資本主義の合理性にこそ力点を置く発想を展開し、そこに活路を見いだそうとした。<sup>(8)</sup> 彼は統制経済政策は「経済機構の発展の論理」から実施されるべきことを強調した。偏狭な「日本精神主義」を批判し、科学的で合理的な教育政策を展望した教科研が、大河内にみられる「国家の合理性」にもとづく近代化政策に期待を寄せることは十分にありえたといえる。

教科研の新体制運動の参入にはそれを裏づけるだけの理論的根拠が存在したのではないか。教科研の社会観に影響を及ぼした一人である河合栄次郎は、「教員赤化事件」後の34年、雑誌『教育』で、教育界からマルキシズムを駆逐するためには、これを弾圧するのではなく、それに代わる「改革的体系的思想」を与えることであるとのべた。<sup>(9)</sup> この時期を前後して以降、教科研の内外で、そしてとりわけ昭和研究会に集う理論家たちの間で、このマルクス主義に代わる「改革的体系的思想」の構築が進められたのではないだろうか。<sup>(10)</sup> そして、教科研はその理論動向にきわめて高い関心を払っていたと思われるのである。

以下、先行研究では分析が十分でなかった教科研と近衛文麿のブレン・ト

ラストであった昭和研究会との理論的交流に着目しつつ、教科研の職業技術教育論を検討していきたい。<sup>(11)</sup>

## I 職業教育の国家的再編

### —厚生省文部省訓令第1号「小学校卒業ノ職業指導ニ関スル件」 (1938年)の解釈を中心に—

37年7月、政府は「技術者及熟練工養成方策ニ関スル一般方策」を閣議決定し、熟練工の不足事態を問題にし、「労働人員ノ募集及配給ニ関シテハ国家的統制ヲ加フル必要アル」とし「職業紹介機関ノ機能ノ整備充実ヲ図ルコト」を指摘した。38年4月、「職業紹介法」が改正され、職業紹介事業の国営化の原則が確立された。翌39年には、「14年以上17年未満ノ男子」労働者に対する技能養成を義務づける「学校技能者養成令」および厚生省大臣の指定する工場・事業場における企業主の技能者養成を義務づける「工場事業場技能者養成令」が施行された。37年の日中戦争開始に伴う「国家総動員法体制」（国家総動員法、38年）のもと、国家権力は強制力を直接行使して、労働力の動員・配置・育成を計画し、その実現に乗り出していく。職業技術教育は労務動員計画に強く組み込まれていくことになる。

この職業教育の国家的統制の進展において、ここで特に注目したい点は職業紹介法の全面的改正によって職業指導がその事業の一つに組み込まれ（「職業紹介法」第3条）、従来の職業指導原則上に大きな転換が生じたことである。

大正末いらいの職業指導行政は、建前上「個性尊重」「適職指導」を原則としてきた。1927年（昭和2年）11月25日の文部省訓令第20号「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」は、「児童生徒ノ個性ノ調査」の意義を強調していた。<sup>(12)</sup>しかし、38年10月26日の厚生省文部省訓令第1号「小学校卒業ノ職業指導ニ関スル件」は、27年の原則を改め、次のような転換を提示した。

「今次職業紹介法ノ改正ニ伴ヒ教育機関ト職業紹介機関トハ相俟テ一層職業指導ノ強化徹底ヲ図リ学校卒業後ニ於ケル児童ノ職業ヲシテ国家ノ要望ニ適合セシムルコトヲ期スザルベカラズ」<sup>(13)</sup>

戦時下の職業指導は、戦争遂行を至上命令とする労働力養成と配分の「国家ノ要望」に従い、従来の「個性尊重」原則を投げ出すのである。戦時体制下における職業技術教育を問題とすると、この「転換」をどのように評価するかは大切な課題であろう。そして、当時の職業教育に携わっていた人々にとってもこの点は重要な関心であった。

では教科研内部では、この「転換」についてどのような議論があったのか。本節はこの点を中心に、桐原葆見、鈴木舜一、細谷俊夫の職業技術教育論を検討していく。三人は共に教科研の技術教育研究部会の会員であり、桐原、細谷は昭和研究会会員に名をつらねており、戦前において産業合理化に対する人格形成上の問題を指摘するなど（桐原）、<sup>(14)</sup> これまでにもその理論の「先駆性」ゆえに関心を集めてきた。彼等の職業教育政策に対する批判的見解に注意を払いつつ、職業教育の国家的統制に対する三者の対応をみていきたい。

### （1） 人格の形成と職業技術教育

#### ——桐原葆見の所論の検討——

国家総動員体制の確立は人間の労働力に対する合理的把握を要請した。「人的資源」という用語の登場はその端的な例である。しかし、この用語は同時に人間の労働力を量的にのみ評価しうる傾向を内在させた。従来の「日本主義的」精神主義的な人間把握とこの「非人格的人間把握」をともに問題にし、労働力と人格を区別し、職業教育を人格形成の視点から論じた点にここで取り上げる桐原の大きな特色があった。

39年、彼は、現在進められている生産力拡充計画はその「技術的方面」では、「労働力的人格的要素を看過し」「物質と同様に」見る傾向があり、「精神的方面」では「所謂精神主義或は訓練主義」が目立つと批判している。<sup>(15)</sup>

彼は、「人的資源」を労働力としてだけでなく「労働人格」としてみることを一貫して主張しており、この視点にたつて産業合理化がもたらす労働内容の二極分解の疲弊や機械への人間労働の従属を批判する。

「それが（機械）今日の如く企業家の代理として、労働者に命令し、強制する道具に使用せられる場合、それは巨大なる支配の象徴である。」<sup>(16)</sup>

「制度と機構との前に、労働者の自律的行為は甚だしく制限せられるのみな

らず、その人間的欲求が禁止せられるの已むを得ざることすら屢々である。」<sup>(17)</sup>

熟練工養成問題についてはどうか。37年7月、閣議は熟練工養成改革を決定するが、同じ月、桐原は、「巷に存在する意見」の中には「当面の龐大な軍需予算を消化するために、単に技術を獲得せんがために熟練工を養成しようとするもの」があるとし、さらに「間に合せの偏局せる技術教育は、結局技術者の人格を歪め、健康を損ふ以外には何物をも与えない」と批判している。<sup>(18)</sup>

彼はまた、苛酷な労働条件下における「精神発達」への障害、とくに青少年への影響を問題にし、労働者・青少年自らが職場における不合理を「発見することの出来る英知の獲得とそのための職業教育の必要を説いている。」<sup>(19)(20)</sup>

労働者の「人格的自律性」を尊重し陶冶すべきと、桐原は意見をのべる。では、彼はこれをどのように保障しようとしたのか、特に労働力の国家的要請との関連において如何に考えていただろうか。

38年出版の『職業指導と労務輔導』は、「青年の職業指導とは、職業プログラムを作ることではない、それは人間を国家社会の革まり進み行く生活へ適合せしめる実践である」<sup>(21)</sup> と、規定している。そのうえで38年10月26日の訓令「小学校卒業ノ職業指導ニ関スル件」と取り上げ、「正に一時期を画すべき重要なもの」と評価する。青少年の職業志望は単なる欲望にすぎないとし、「国家的要望」にそって適職を選ぶことこそ「真に国民としての個性を全的に生か(す)」<sup>(22)</sup> ことであるとの考えである。「国民としての個性の外に、単なる個性(は)実在し得ない」というのである。彼は別のところで、「今や我が国家は、……如何に行動すべきかを明に示して、それに必要な国民の資質と能力と性格の形成せられることを要請してゐる」とし「この国家の大意志によってこそ、個々の意志は成長」するとのべ、そして「国家産業はまさにこの超個人的な意志の実現」をはたさなければならないとする。生産労働の「人的編成」<sup>(23)</sup> という展望は、超人格的存在である国家の意志(天皇制国家)による統制に解消させてしまっている。

42年、至上目的としての高度国防国家体制の確立を論じ、教育も産業もこの目標と企画のもとに運営されるべきことをのべ、現在と将来の生産に必要な資

格能力は「生産共同体」の構成員としての「無私なる行動をなす能力」と「技術的な総合の能力」<sup>(24)</sup>であると主張する。「自ら不合理を発見する能力」の養成という先の主張は、ここでは「無私なる行動をなす能力」の強調へと転化してしまっているようにみえる。

資本主義的機械生産の問題を指摘し、労働者の人格形成を職業教育の課題にすえた桐原が、なぜその解決を「国家の意志」に求め、高度国防国家体制の建設に協力する論を展開したのであろうか。この「批判」と「協力」の併存はなぜ生じたのか。しかしこれは桐原だけの問題ではなかった。次に、鈴木舜一の所論を検討してみたい。

## (2) 児童労働と国家の保護政策をめぐって

### —鈴木舜一の所論の検討—

閣議は39年1月17日「生産力拡充計画要綱」を決定し、39年から41年度にわたる国防産業および基礎産業の生産力拡充計画を樹立する。教育は生産力拡充政策に強く組み込まれることになる。この生産力拡充計画に教育は従属してはならないと批判したところに鈴木舜一の職業教育論の大きな特徴があった。

彼は、論文「生産力拡充と教育問題」で、教育者はこの問題にもっと積極的に参加すべきとし、無批判で傍観的な態度を戒めている。工場数、生産額、職工数の増加傾向を調べ、重工業部面での生産力の飛躍的増加を確認し、その上で「生産力が拡充されてある部門では相当な労働強化が行われてある」ことを問題にし、あわせ「事変（日中戦争）に伴ふ生産拡充の線に躍り出た者が素人、幼少者、婦女子である」ことを彼は指摘している。そして、学校教育への影響を以下のように捉え、職業指導の課題を設定している。

「尋常小学校、高等小学校を卒業する幼少年児群が、工場へ工場へと、軍需工業を謳歌して、流れ込んで行く。……彼等自身、工業の何物なるかも知らず、工場生活の如何なるものかの弁へずに、たゞ有利な目前の賃金に憧れて嬉々として工場に飛び込んで行く。……児童の無知を嘲ふ前に、……彼等への指導が完全になされてあるかどうかを訊してみなければならない。茲に小学校で行はれる職業指導の反省がひそむ訳である。」

「小学校の工場化」を厳しく批判し、「教育は、生産力の急渦の中に振り廻は

されてゐてはならない」と論文を締め括っている。<sup>(25)</sup>

彼は、進行する生産力拡充政策下において、一般陶冶の重視を説き、職業教育は産業上の目前の利害に左右されたり、政策能率増進の目的に従属してはならないとし、就業後における児童の心身の保健保護に対する国家の万全なる保障を提言している。<sup>(26)(27)</sup>

このように児童の生活保護の視点から生産力拡大政策を批判しえたのは、東京市の児童の労働実態を詳細に調査した一連の研究結果が<sup>(28)</sup> あったためであると思われる。たとえば鈴木は、アメリカの「児童保健保護会議」が決議した次の勧告文、「児童並びに青年が、心身未成熟期に於て雇用される場合及び心身の発育に対し不当不利なる条件の下に雇用される場合、それらから保護されねばならぬのは当然である」<sup>(29)</sup> を引用し、かかる視点を重視し、児童の労働実態を調査しつづけてきた。

では、その鈴木は38年10月26日の厚生省文部省訓令をどのように評価していたらうか。この点は時期を追いながら少し丁寧に見ていきたい。

39年4月、さきの論文「生産力拡充と教育問題」で、彼は、職業指導の内容を吟味してみると、時局と関連して多くの問題が発生しているとし、その一つに「適性検査」をあげ、それは一体どこへもぐり込んでしまったかと問題を投げかける。この適性検査の考え方には幾多の疑問があるとしながらも、だからといって今日影をひそめるべき性質のものではないとし、これは「時局に鑑みて、もっと盛大に施行せれるべき」であり、「従来其方面を指導されてゐた方々が、今日沈黙されてしまったことは、誠に意外に思つてゐる」<sup>(30)</sup> とのべた。

同年の10月、職業紹介法の改正をとらえ、児童労働の斡旋・紹介事業は、児童の心身上の性能を調べ、労働事情を調査し、国家的・産業的・家庭的事情を考慮し、それによって児童の適職を選定し、さらに就職後の輔導を行うことによつてはじめて成立するのであり、それを可能とさせる調査機関を今の国営職業紹介所は完備しているかと、疑問を提示する。そして、「今般の提案にかかる児童の就職統制は、児童の側、すなわち被傭者の側の統制強化であつて、これによつて労働現場の諸条件が改善、向上することは考えられない」<sup>(31)</sup> とした。

40年2月、小学校における「専門技術教育」実施の問題性を論じつつ、「労



働力不足の声におびやかされて影を没せんとしつつある適性教育、適材適所主義の再生する領域も生じて来る」<sup>(32)</sup> とのべ、原則の再転換を要望している。

38年時点の桐原と比べ、この点は明瞭な違いが指摘できるのではないだろうか。職業技術教育の国家的統制に彼は注意を払い、批判的意見を寄せていた。

しかし、半年後の40年9月、彼は今までの考えをひっくり返してしまう。「個性尊重」「適性指導」といった「個人的な観念」は現時局下においては揚棄されなければならないとし、「児童就労の必要も事変以前の如き個人的乃至家庭個々の制約によるものでなく、かかる個人的事情以上な、国家的要請、すなわち労務動員計画遂行といふ国家的な至上命令によるといふ風に、大きな転換をなした」<sup>(33)</sup> とのべ、38年の両省訓令を追認するに至る。

40年7月26日、閣議は「基本国策要綱」を決定し、国防国家体制立のための根本方針を定め、「自我功利ノ思想ヲ排し国家奉仕ノ観念ヲ第一義トスル国民道徳（の）確立」を求めていた。政治的情勢からみれば、彼の転換は不思議ではなかったろう。

鈴木もまた、桐原と比べ時期は少しあとにずれるが、国家的要請を至上目的とする職業技術教育の再編を説き、今までの批判的姿勢を後退させてしまうのである。

次に細谷俊夫の所論を検討したい。彼の議論は今までの二人と違って、いかにすれば産業と教育の連携はうまく進み得るかを課題としている。「連携」のための実際的研究がもつ戦時下における陥穽を問題とすることになるろう。

### （3）「教育と産業の連携」論

#### ——細谷俊夫の所論の検討——

39年3月31日に公布された「工場事業場技能者養成令」は、3年制の定型的技能者養成を重要産業の事業主に業務づけたものであり、公共的な技能者教育施設の創設としての意義を有していた。細谷がこの点の意義に触れていたことは先行研究の注目するところである。<sup>(34)</sup> 彼は、44年出版の『技術教育』で、この「技能者養成令」によって「産業人教育の恒久的な機構を具備するに至った」とし、「国家の監督の下に実施されることになった点に絶大な意義を見いだす」とのべ、「新徒弟制度」の確立という点においてこの制度を特色づけていた。<sup>(35)</sup>

なお、38年の厚生省文部省訓令について、彼は特に指導原則の「転換」を問題にしてはいない。<sup>(36)</sup> 国家的要請にもとづく労務統制に即応する職業指導の転換は当然と受け止めていたようである。

ではなぜ、細谷は「技能者養成令」に着目し、そこに「絶大な意義」を見いだそうとしたのか。また、彼の工場事業場における職業技術教育の展望はどのようなものであったのか。

彼が本格的に職業技術教育の研究を開始したのは「我国工場学校の教育」をまとめた38年から39年にかけてであった。彼の研究の主な関心は学校制度外の工場における職業教育、つまり「工場学校の教育」であった。工場内部で「きわめて生氣のある教育的事象」が展開されていることを見、一方で、産業と学校との提携を、もう一方で産業内部における生産労働と教育の結合を提言する点に細谷の特色はあった。

彼は、「産業人の教育を飽くまでも学校教育といふ範疇の下に」考えることを問題にし、経営内部で展開されている教育活動を見逃してはならないとの考えを持っていた。<sup>(38)</sup> 論文「我国工場学校の教育」では、工場学校の意義を論じつつ、今後の課題を次の点にとらえた。中小工場では独立の工場学校がもてない、高等小学校終了を入学の資格要件としている、分化した特殊作業についての技術教育が支配的である。

「技能者養成令」の施行は細谷にとってまさに望むところであり、工場学校の国家的統制はその「慈恵的な福利施設の域を」<sup>(39)</sup> 脱するものであった。

工場学校の「経営的見地」の限界を論じていた彼は、43年、新たに「経営体教育」を提唱する。すなわち、「経営体」においては、個人主義、自由主義に立脚する産業精神は精算すべきであり、「労使一体、全産業人一体となって国運の進展に寄与することを以て産業精神の基調としなければなら」ずとされ、これによって、「経営体」は「利益社会」ではなく「協同社会」「協同体」となることができるとする。そして、「協同体」の活動は国家目的に結びつき、人々の職業は個人的なものでなく、「個人と国家とを結びつける紐帯」となり、こうして「経営体」は「個人が自己の勤務を通じて国家に奉仕する場所」となるとのべる。「経営体教育」は技能教育の効果を高めるという「便宜主義」を越

え、「人間形成」の場としての「教育協同体」となり、「徒弟制度」の復活もここになされると主張するのであった。<sup>(40)</sup>

細谷の「協同体」への注目はナチス・ドイツの職業教育研究が関係している。彼は、ドイツの四カ年計画の下に進められている学校教育の実践の紹介に努めつつ、<sup>(41)</sup> ドイツにおける職業教育の根本的転換を次のように説明している。

「職業は個人の生活を維持するため、或はその願望や趣味を満足させるためにあるのではなく、民族全体の理想と要求とに基いて考へられるべき」ものとなり、「個人はその職業に於て協同体の一員として自己の能力を発揮し、その活動が民族協同体としての国家にまで連鎖をもつものであるならば、職業は最早単なる私事ではなく、国家と国民とを結合せしめる紐帯となって来」ている。<sup>(42)</sup>

これは、個人の職業能力を「協同体」へ、さらに「国家」へと位置付ける議論の紹介であり、「経営体教育」はこのドイツ版の修正であることが理解できよう。

細谷の技術教育への取り組みは日中戦争後のことであり、出発時においてすでに生産力拡充に即応する技術教育の再編という課題を前提としていた。細谷の産業と教育の連携論は実証的実際的研究に基づいており、観念主義教育学への批判を内在させていたが、その営利主義批判は容易にファシズム思想に取込まれ、国家的労務員計画へ協力をしたといえる。

以上、教科研に籍をおく三者の職業技術教育論を検討してきた。桐原、鈴木はそれぞれ資本主義的機械生産に、国家の児童保護政策に批判的見解を示しつつも、共に国防国家体制の確立に協力の意志を表明した。細谷はその実際的研究ゆえに国家的労務動員計画に組み込まれていった。こうした事態はなぜ生じたのか。彼等に共通していることは、結局は国家の社会的統制に対する「合理化」「近代化」効果への期待ではなかったろうか。そしてイデオロギー的には「協同体論」や「公益主義」が底辺に存在していたといえよう。

以下、30年以降広汎に主張されてきた「統制経済」をめぐる議論の一端を紹介するなかで、三者の「協力」を考える手がかりを得ていきたい。統制経済が政治、経済、文化、あるいは教育といった全分野の機構の再編成を要請する、

より上位の政治的課題であったからである。<sup>(44)</sup>

## II 統制経済論とその「革新性」

統制経済を社会機構の「発展の論理」から捉えることを提唱する大河内一男は、それを「経済の再生産機構に対して全面的に係はるもの」とし、それゆえ統制経済を強度に押し進める立場に立てば「統制経済の裡に当然『革新』的要素を求める」<sup>(45)</sup> だろうとのべている。では、その「革新的要素」とは如何なるものであったのだろうか。

### (1) 統制経済の「革新性」

日本の経済体制は、37年の9—10月を画期として、急激に政府の直接統制の下におかれるが、その理由には軍需の膨大や生産力拡充を進めつつインフレの爆発を抑えなければならないという現実的な要請とともに、資本主義体制への批判や自由経済を否定する思想の一般化があった。マルクス主義思想にたつ資本主義の否定、世界恐慌がもたらした体制への不信、ソ連の「第一次五カ年計画」の紹介とその注目、さらにファシスト・イタリアやナチス・ドイツによる「計画」経済への評価や満州国での軍による「国防国家」の実験等が経済の直接統制を指向する思想的基盤を形成していたといえよう。<sup>(46)</sup>

研究者から、革新官僚、それに一部財界人にまで広がる経済の統制論には、様々な色合いがあったが、ここで見過ごせない点は次のような主張がそこに存在していたことである。

38年に第二次人民戦線事件で検挙された有沢広巳（後に笠信太郎に協力し昭和研究会の「日本経済再編成試案」の原案を作成する）は、教師・教育者を読者に想定した論文で、統制経済は「全体利益の促進」がその体制の根拠であるとしつつ、今日要望される具体的内容は、恐慌の克服や戦争の遂行というよりも「国民生活の安定であり、その土台の上における国防の充実である」とし、以下のようにのべている。

「国民生活の安定に貢献しない統制経済は、名を統制に籍るも、実を具へない統制である。従って統制経済は国民の生活の安定によって審判されるし、

又審判されねばならぬ。』<sup>(47)</sup>

また「朝日」論説委員の一人、前田多門は、現代社会の趨勢となりつつある統制経済の風潮に注意を喚起し、あくまで言論の自由を尊重することが大切とし、個性の発揮を自由にさせることが首脳部を邪道に陥しめぬ唯一の保障であると説き、次のように主張していた。

「統制の要益々加はって、個性は益々尊重されるべし。統制を謳歌するの余り、軽率にも個性尊重的思想を揚棄せんとする一部の時潮に対して、強い抗議を提出したい。』<sup>(48)</sup>

35年前後、統制経済論には「国民生活の安定」を評価軸にする論が存在し、「個性の尊重」にもとづく批判力があつたことは重要である。一般に当時の統制経済論は、公益的国家統制を説いているが、「公益的統制＝低物価政策」を内容的に含んでいた。<sup>(49)</sup>

それ以降の議論を「革新官僚」<sup>(50)</sup>の代表的一人、奥村喜和男に即してみよう。電力国家管理を実現させた、38年公布の「電力管理法」の制定に努力を傾注した奥村は、電力問題は「日本全産業の発展と国防力の強化と国民生活の全体的安定とを旨とする公益的国家統制が眼目」であるとし、電気事業者の利益擁護ではなく、電気料金を低廉化し、産業の発展と「消費者の福祉」を第一義に置くことが課題であるとのべた。<sup>(51)</sup>

彼は、自由競争の名において、真の自由が重圧され、真の競争が拒否され、重複と無統制が支配しているとのべる。資本主義経済の原理である「私有財産の所有権」は、無限絶対の権利でなく、「所有権は公共の利益を害せざる可く、之を濫用すべきでないのみならず、……公共の利益を増進すべく、之活用せねばならぬ」とした。また、「営利主義」は農民の高い小作料を払わせ、労働者に安い賃金を押しつけているとし、「彼等の自由を拘束しつつある」とのべ、職業の選択の自由も手段目的の選択の自由もその享受は、一握りの人間に限られ、国民大衆は一般に持っておらず、失業者には「餓死する自由」だけが残されているとのべる。「正義と公平」こそが政治の指導原理となり、「組織と統制」が経済の全てを支配すべきであつて、「資本、資源、労働力、これを国家的規模に於て、総合し、統制し、躍動化せしめることが、国民の幸福のためにも、

国家の躍進のためにも」必要であると主張した。<sup>(52)</sup>

これらの主張は、やがて「一切の国家国民の総活力を国防に結集して最高度にその力を発揮し得る」国家体制を説く国防国家論に収斂してしまうが、<sup>(53)</sup>その過程に未成熟ながら「公共」概念を登場させたことは注目してよいだろう。問題はそのファシズム的読み替えが成功してしまうことであるが、教科研が統制経済政策に期待を寄せていく理由の一端がここにあるとみてよいのではないだろうか。

## (2) 国家の「合理性」と大衆の「自発性」

昭和研究会の労働問題研究会委員である大河内一男と風早八十二がともに教科研と関わりをもち、職業教育や熟練工養成問題に積極的な発言をしたことはよく知られた事実である。たとえば大河内は職業補導を「国民教育の問題」「文化の問題」として捉えることを、<sup>(54)</sup> 風早は大工業下における労働者の技能の奇形化と労働者による科学の奪還を論じたが、<sup>(55)</sup> とりわけ彼等の議論の特徴は労働力陶冶の課題を日本の産業の編成過程において見定めようとした点にある。

大河内は、統制経済とは「経済の再生産機構に対する国家強力の全面的統制だと考へることが出来る」とし、「経済社会そのものの発展の諸条件の裡から」すなわち「経済法則の合法則性を通して初めて実現」するものとする。経済統制はこの意味で「全機構的な経済生活の構造変革」であり、またそれに対応する個々人の「主体的態度の根本的変革」を要求するという。そして「全機構的なもの」と捉えることで、統制経済に対する「倫理主義的」および「技術主義的」態度とがともに克服できるとする。彼は、国家＝総資本による「経済の合法則性」の獲得によって、新しい経済の「倫理と論理の結合」を展望した。

彼の「倫理主義」批判を、滅私奉公的な勤労観（大倉邦彦『勤労世界観』など）に重ね合わせるとき、教育思想界にあたえる影響も大きいはずであったろう。

これに対し、風早は、経済機構の再編につき大衆の「自発性」を尊重し、官僚の役割を強調した点でその独自性があった。

風早は、新東亜国家の長期建設のためには「日本産業機構の再編成」が必要

であり、その内容は「経済の私的営利主義的面がミニマムに抑制せしめられ、その国民経済的性格がマキシマムに伸張せしめられること」であって、そのためには現実において多元化している国家と資本と労働とを結合する国民経済的国家、すなわち「国民的労働協同体」が確立される必要があるという。この「国民的労働協同体」において、国家への「産業・労働の無性格的没入」は回避され、国家の固定化は免れ、産業と労働のそれぞれの機能的自発性が十分発揮されるという。<sup>(67)</sup>そして「協同体内」の個人は、個々の人格が否定され国家のなかに解消されることなく、澁刺たる自発性と自決性が認められるとする。資本主義社会の原動力が利潤であるのに対し、「協同体」のそれは「国民の福祉発展と国家の成長発展との一致」であった。<sup>(68)</sup>

昭和研究会内部において、「東亜協同体」(三木清)―「国民的労働協同体」(風早)―「経営体教育・教育協同体」(細谷)という、理論戦線が出来上がっていたのである。<sup>(69)</sup>

風早は大衆の自発性を喚起し、資本の利益追究を抑えるうえで、とりわけ「官僚」の働きを重視した。産業報国運動の批判的研究のなかで彼は、産報が単なる労資一体を説く観念論より脱却し、労働力の技術的水準の向上等をすすめる、職場からの発意を生かすためには産報組織を法制化すべきであり、そうした主張をなす「革新的傾向」が官僚の一部にあらわれているとする。こうした「革新的傾向」を持つ一部官僚は、大衆の自発性を否定してきた従来の「官僚制度」とは相容れず、また企業主からも反対を受けるであろうが、「資本主義よりも一層進んだ極めて新しい、機能的秩序を描いてある」とし、彼等官僚による労働新秩序の形成を強く期待している。<sup>(60)</sup>

官僚の「指導」と大衆の「自発性」とによって「国民的労働協同体」は運営され、日本産業の「国民的性格への再編」が出来るという展望を風早は持っていた。

しかし、この「官僚制度機構による社会・経済制度改革」という風早の改革案こそは、体制内変革の道そのものであった。「革新的傾向」を備えた官僚層が国家機構再編の具体的実権を握り、職業技術教育を含めた社会改革の青写真を示し得たとき、国家統制への期待と権力機構内部への参入は容易に必然化し

ていく。30年代前半から「新官僚」「革新官僚」と交流を深めていた教科研が、<sup>(61)</sup>こうした理論傾向に足を踏み入れ、その「展望」を共有していくことは十分に予想出来ることであった。

## おわりに

本稿は、教科研の新体制運動への参入の原因を、職業技術教育の国家的統制に対する技術教育部会のメンバーの評価を分析することで明らかにしようとした。

桐原、鈴木、細谷は、それぞれ職業技術教育の現実を批判し、改革的提言を行った。しかし、幾分かの違いはあったものの、三人は、「個性尊重」から「国家の要望」へと職業指導の原則を転換した38年の厚生省文部省訓令「小学校卒業者ノ職業指導ニ関スル件」に対する意義を認め、戦時統制経済に組み込まれた職業技術教育の国家的統制を支持し、国防国家体制の確立に協力していった。彼等の「協力」の原因は、国家が合理的改革を推進できると考えたところにあった。

日本の戦時経済体制を導いた統制経済論の公益主義の主張には、日本国家の利益の一方的押付けでなく、社会全体的観点からの、つまり「公共」の立場からのものがあつた。<sup>(62)</sup> また、大衆の「主体性と自主性」を重んじ、倫理主義を克服する「全機構的」把握を特徴とする議論を有していた。そして、営利主義を排除するために、国家の合理性を期待し、官僚の「革新的」指導性の発揮を提起した。

統制経済論に含まれた「革新性」は、教科研の職業技術教育論が国家統制主義的性格へと至る原因を解く鍵であった。三木-風早-細谷にみる「協同体論」の連携がそれを物語っている。教科研の「国家の合理的改革」への期待は、統制経済論の「革新性」を一つの拠りどころにして生じたといえよう。

40年、留岡は、職業紹介事業は就職斡旋の事業から生産力拡充に即応する「労力と技術との配分調整」の事業へと発展したとし、また「生活の新機構」問題に触れ、それは「利潤追究の動機を抑制乃至排除して、外から加えられる



統制強化の権力を生活内部の秩序として合理化し共同化するところの、生産と消費と配給とに関する新たなる機構を意味する」とのべている。<sup>(63)</sup> これは、「全機構的把握」をいい、大衆の「自発性」の喚起をのべた先の統制経済論と同一の基調をなしていよう。

これ以降、雑誌『教育』には昭和研究会・企画院などに所属する新体制運動のイデオログが、しばしば登場する。山崎和勝「戦時経済道德の確立と配給機構の改革」(40年5月)、滝沢一郎「経済再編成とその倫理」(40年10月)、広崎真八郎「新体制下に於ける工場青年運動の進路」(40年12月)、竹本孫一「国防経済の三大業務」(41年11月)、帆足計「経済再編成と教育の革新」(42年1月)、上山顕「大東亜建設と教育の国家計画」(42年8月) 等など。

教科研は職業技術教育の国家的再編に能動的に对应していくことになる。

#### <注>

- (1) たとえば、後藤文夫の主宰する教育改革同志会に留岡を送る話が持ち上がったとき、今野武雄、徳田良治、永野順三らは猛烈な反対をしたという。留岡清男「忘れられないこと忘れかけたこと」(山田清人『教育科学運動史』国土社、1968年、所収)
- (2) 今野武雄「戦前の教科研運動をいかに味わうべきか」『教育科学運動史』前掲
- (3) 留岡清男「教育新体制の促進」『教育』第8巻10号、1940年10月
- (4) 徳永譲「国家総動員法案に就て」『教育』第6巻第4号、1938年4月
- (5) 同「職業紹介所の国営案」『教育』第6巻第2号、1938年2月
- (6) 留岡清男の解説「教育科学研究会の五大目標」『教育科学研究』1940年4月号
- (7) 宮田光雄「教育政策と政治教育」『思想』no. 683、1981年5月、山之内靖「戦時動員体制の比較史的考察」『世界』no. 513、1988年4月参照
- (8) 山之内靖「戦時動員体制の比較史的考察」前掲、pp. 85~86
- (9) 河合栄次郎「教育とマルキシズム」『教育』第2巻第7号、1934年7月、pp. 15~16
- (10) 白木沢旭児「1930年代前半の統制経済論 フェンシズム期経済思想の一側面」『日本史研究』no. 315、1988年11月、pp. 63~64 白木は、統制経済論がマルクス主義にとってかわる役割を期待され、事実、一定それを果たしたとのべている。
- (11) 本稿が対象とした戦時下の職業技術教育論についての主な先行研究に、次のものがある。

佐々木亨「『教育を受ける権利』と職業訓練」『教育学研究』第39巻第4号、

1972年12月、佐々木享・依田有弘「熟練工論争の背景とその帰結」『日本社会教育学会紀要』第10号、1974年、佐々木輝雄『熟練工論争』再考』『日本産業教育学会紀要』第12号、1982年8月、井澤直也「1930年代の職業技術教育の展開過程」『東京大学教育学部紀要』第22号、1982年、同「1930年代における職業技術教育論の構造」『教育学研究』第52第1号、1985年3月、同「労働者」『総力戦体制と教育』東京大学出版会、1987年、伊藤彰浩「戦時期日本における『人的資源』政策」『大学論集』広島大学大学教育研究センター、1988年、なお資料集として『職業訓練関係資料集』(I)、『同』(II上・下)1981~82年、職業訓練大学校職業訓練研究センター、がある。本稿はこれら先行研究、同資料に多くを学んでいる。

しかし、本稿の問題意識に立てば、次のような課題が残っているといわざるをえない。

佐々木享・依田(1972, 1974年)は、1930年代後半に創設された公共的な職業訓練制度の意義を「教育を受ける権利」の継承の観点から高く評価している。そして、侵略戦争遂行のための生産力拡充政策によって押し広められた「生産の社会化」という矛盾のうちの一つの現れとしてそれをとらえている。この点の指摘は重要である。しかし、戦前、細谷俊夫がその意義をとらえたとするのは問題が残る。本論で検討するように細谷はナチス・ドイツの「民族協同体」に学び、国家奉仕を目的にする労使一体の「経営体教育」を構想していた。「国家的経済管理への職業技術教育の従属」(井澤)という視点からの細谷の検討がさらに必要であると思われる。

佐々木輝男と井澤は、桐原葆見を取り上げ国家的職業教育再編に対する「対抗の理論」を探っているが(特に井澤)、対抗の理論がなぜ「協力」へと転化したかという桐原の決定的弱点の究明が十分出来ていない。桐原の国家観が検討されねばならないだろう。

伊藤は、当時の「人的資源」論にきわめて合理的でテクノクラートの労働力把握があったことを、そしてそれと戦後のマンパワー・ポリシー政策との連続性を仮説している。しかし、テクノクラートの労働把握自体の問題性には言及が出来ていない。テクノクラート主導による管理社会化の進展が重要問題としてだされている現在、その萌芽形態を戦時下に見るならば、それを「批判的」に検討することこそが求められるのではないだろうか。

戦時体制は、高度の科学性と合理的施策を要求せずにはおかない。まさに、ファシズムは一方で、社会の「近代化」「合理化」を推進し、労働力保護政策の実施を奨励した。しかし、これら「近代化」の側面をファシズムの政治過程と切り離して評価することは誤りである、との指摘がある(木坂順一郎「日本ファシズム国家論」『体系・日本現代史3』日本評論社、1979年)。ファシズムの統合過程を意識する職業技術教育論の検討が必要ではないだろうか。

本稿は戦時体制下の職業技術教育論を「科学性」「合理性」に視点をあて、国家的統合への過程においてその問題性を指摘していくことを目的にしている。「公共的職業訓練制度の批判的検討」にむけての第一歩としてきたい。

なお、筆者は、同じ問題意識で次の論文を書いているので、あわせ参照していただきたい。

「留岡清男の「教育政策」認識（戦前）についての一考察」『教育科学研究』東京都立大学教育学研究室 第6号, 1987年。「東亜協同体論と教育科学」『人文学報』第206号, 1989年。

- (12) 『明治以降教育制度発達史 第7巻』1983年, pp. 77~78
- (13) 『職業訓練関係資料 (Ⅱ・上)』p. 159
- (14) 佐々木享 (1972年, 1974年), 佐々木輝雄 (1982年), 井沢直也 (1985年) 参照
- (15) 桐原葆見「人的資源と労働教育」(『中央公論』1939年4月)『近代日本教育論集 第7巻 社会的形成論』国土社, 1968年, pp. 232~233
- (16) 桐原葆見「労働者の技術教育」『教育』第2巻第6号, 1934年6月, p. 17
- (17) 桐原葆見「勤労青年の教育」『教育』第6巻第3号, 1938年3月, p. 12
- (18) 桐原葆見「熟練工養成の根本問題」『産業と教育』第4巻第7号, 1938年7月, pp. 3~4
- (19) 桐原葆見「勤労青年の教育」前掲, pp. 11~12
- (20) 桐原葆見「職業指導の諸方面」『社会事業研究』第24巻第3号, 1936年3月
- (21) 桐原葆見『職業指導と労働輔導』千倉書房, 1938年, p. 3
- (22) 同前 p. 41
- (23) 桐原葆見「人的資源と労働教育」前掲, p. 236
- (24) 桐原葆見「労務動員への計画教育」『教育』第10巻第1号, 1942年1月, p. 23, p. 25
- (25) 鈴木舜一「生産力拡充と教育問題」『教育』第7巻第4号, 1939年4月
- (26) 鈴木舜一「就職前児童の職業教育・技術教育」『教育』第8巻第2号, 1940年2月, p. 30
- (27) 鈴木舜一「戦時下児童労働の問題」(1939年10月)『勤労青少年の文化と教育』西村書店, 1941年, p. 69
- (28) たとえば次のものがあげられる。いずれも雑誌『教育』に掲載。「少年の希望職業とその求職事情に就て」(1934年8月), 「勤労青少年と夜間中等学校」(1936年9月), 「少年労働時間調査」(1937年3月), 「同第二報告」(1938年3月), 「児童労働と青年学校業務制の実施」(1938年5月9日), 「都市に於ける児童労働の現状」(1938年6月), 「同(二)」(1938年7月), 「就労児童の就学問題」(1938年8月)
- (29) 鈴木舜一「少年労働時間調査」前掲, p. 51
- (30) 鈴木舜一「生産力拡充と教育問題」前掲, p. 37

- (31) 鈴木舜一「戦時下児童労働の問題」前掲, p. 74
- (32) 鈴木舜一「就職前児童の職業教育・技術教育」前掲, p. 39  
 なお, 次の指摘も参照されてよい。「従来職業指導に於て, その仕事の大半を占めてゐた適性検査, 適職選定といふ点の如き, この(青少年雇入)制限令と照らし合せて, 相当大きな問題を残すと思はれる」(教育情報「青少年雇入制限令の実施」『教育』第8巻第4号, pp. 8~9)
- (33) 鈴木舜一「決定をみた新労務動員計画と教育上の諸問題」『教育』第8巻第9号, 1940年9月, p. 29
- (34) 佐々木享(1972年, 1974年)
- (35) 細谷俊夫『技術教育』育英出版株式会社, 1944年, p. 274  
 なお, 資本の恣意的な職業教育の編成を批判する議論は, この他次のものが参考にされてよい。宗像誠也「教育と職業との連絡」『教育』第6巻第7号, 1938年7月, 教育情報「労務調整と技能者養成」『教育』第7巻第6号, 1939年6月
- (36) 細谷俊夫『技術教育』前掲, pp. 251~269
- (37) 同前, 序,
- (38) 細谷俊夫「産業と教育との連携」『日本諸学研究報告 第18篇』1943年, p. 24
- (39) 細谷俊夫「我国工場学校の教育」『教育思潮研究 青年教育』1939年6月, pp. 207~210
- (40) 細谷俊夫「経営体教育の問題」『教育思潮研究 国民教育の動向』1943年8月, pp. 47~49 なお, 「経営体教育」への注目は, 1988年度東京大学大学院寺崎ゼミナールでの東報告(6月21日)のレジメを参照した。
- (41) 細谷俊夫「経済生産の文化的側面」『教育』第6巻第12号, 1938年12月
- (42) 細谷俊夫「ドイツの職業教育」『教育思潮研究 海外教育の動向』1941年7月, pp. 17~18
- (43) ファシズムの「近代化効果」については, 山口定『ファシズム』有斐閣, 1979年 参照
- (44) 有馬学「戦前の中の戦後と戦後の中の戦前」『年報 近代日本研究 10』山川出版社, 1988年, p. 249参照
- (45) 大河内一男「日本経済の統制過程」『戦時社会政策論』日本評論社1940年 p. 168
- (46) 中村隆英「概説 1937 54年」『日本経済史 7 「計画化」と「民主化」』岩波書店, 1989年, pp. 9~10
- (47) 有沢広巳「現下の時局と統制経済の展開」『産業と教育』第3巻第5号, 1936年5月, pp. 4~8
- (48) 前田多門「統制経済と個性尊重」『産業と教育』第1巻第7号, 1934年12月, pp. 55~57
- (49) 白木沢旭児「1930年代前半の統制経済論」前掲, pp. 53~61

- (50) 「新官僚」「革新官僚」については、たとえば橋川文三「国防国家の理念」『近代日本政治思想史』有斐閣、1970年、参照
- (51) 奥村喜和男「電力国営の目標と理念」『変革期日本の政治経済』ささき書房、1940年、pp. 3～9
- (52) 奥村喜和男「新指導原理の確立過程」「戦争と経済組織」『日本政治の革新』育生社、1938年
- (53) 奥村喜和男「国防国家論」『改造』第22巻第23号、時局版13、1940年12月、p. 26
- (54) 大河内一男「職業輔導の現代的意義」（1939年2月）『大河内一男著作集第5巻』青林書院新社、所収、p. 387～388
- (55) 風早八十二「生産力拡充と熟練工養成問題」『労働の理論と実際』大洋社、1938年  
大河内一男と風早八十二については、高島通敏「生産力理論」『転向 中』平凡社、1960年、を参照した。
- (56) 大河内一男「日本経済の統制過程」「統制経済に於ける倫理と論理」『戦時社会生産論』前掲、国家＝総資本については、拙稿「留岡清男の「教育政策」認識（戦前）についての一考察」前掲、参照
- (57) 風早八十二「日本産業機構の再編成4」『科学主義工業』第3巻第5号、1939年10月、p. 11～12
- (58) 風早八十二「労働の国民的建設のために」『日本評論』1939年10月、p. 14
- (59) 三木の「協同体論」については、拙稿「東亜協同体論と教育科学」前掲、参照
- (60) 風早八十二「事変開始前後の労働及び労働政策」（1938年4月）『労働の理論と実際』前掲、同「日本労働政策の史的概観と労働再組織の方向」『長期建設期に於ける我国労働政策』昭和研究会、1939年、「帰路に立つ日本労働政策」『中央公論』1940年3月
- (61) この点については、酒井三郎『昭和研究会』TBSブリタニカ、1979年、参照
- (62) 藤田省三「天皇制のファシズム化とその論理構造」『天皇制国家の支配原理』未来社、1966年、p. 171
- (63) 留岡清男「生活教育論」『生活教育論』西村書店、1940年 p. 6～10